

令和5年度の行政組織における職の新設について

1 職の新設の目的及び名称

専門職において、部課を超えた連携を推進し、効果的な業務遂行や専門的側面からの人材育成を実現するため、専門職に係る統括職を新設しようとするもの。

専門職の統括職として設置する職は部長級（参事と同様）とし、名称を「**技監**」とする。

2 対象とする専門職

複数の部に配置がある土木技師、建築技師、保健師を対象とし、令和5年度においては土木分野の技監設置を先行。建築分野及び保健分野の技監は令和6年度以降の設置を見込む。

【各分野の技監を置く部】
 土木分野：都市整備部
 建築分野：財務部
 保健分野：健康こども部

※職員の構成状況により技監の設置が困難な場合には、暫定的に6級以下の専門職の中から統括の役割を担う職員を指名することとする。

3 改正を要する条例

北上市一般職の職員の給与条例

（3月通常会議に一部改正を上程予定）

別表第2

職務の級	基準となるべき職務
[略]	
6級	課長、所長、主幹、館長、事務局長（議会事務局長を除く。）又は職務の内容、責任の程度が同等と認められる職の職務
7級	部長、危機管理監、会計管理者、議会事務局長、参事、 技監 又は職務の内容、責任の程度が同等と認められる職の職務

条例のほか北上市市長部局行政組織規則等を改正する

4 技監の職務

特命事項の対応
（参事と同様）



専門職の統括
（調整・育成）

- (1) **特命事項**に関すること
- (2) 専門技術的事項に係る **部長の補佐** に関すること
- (3) 専門技術的事項に係る **総合調整及び情報共有** に関すること
- (4) 専門技術的事項に係る **助言指導・職員の人材育成** に関すること
- (5) 専門職員の **人員配置** 等に係る企画、調整に関すること

5 技監の業務イメージ（土木分野）

